平成２８年（フ）第４０９８号
大阪市淀川区野中北１丁目４番17―505号
債務者　久保　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３６号
大阪府守口市橋波西之町３丁目５番10―105号
債務者　三木　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４２号
大阪府守口市佐太東町１丁目24番３号
債務者　向井　博明
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５７号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目17番14号
債務者　藤岡政行こと　**藤**岡　政行
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３４号
大阪府豊中市螢池南町２丁目12番33号
債務者　山本　俊之
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１８号
大阪市港区市岡元町３丁目10番10号フジモトビル305号
債務者　内田　次男
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６２号
大阪市東淀川区下新庄２丁目10番７―503号
債務者　柴田和希子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７２号
大阪市大正区平尾４丁目18番12号
債務者　畝﨑　忠善
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０８号
大阪市西成区鶴見橋１丁目４番６―203号
債務者　鎌苅卯三郎
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５３号
大阪府枚方市香里園桜木町２番８号
債務者　大西　美江（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５５号
大阪府高槻市庄**所**町10番19号
債務者　田中　裕幸
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６０号
大阪府吹田市千里山高塚39番１―301号
債務者　矢可部浩志
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６４号
大阪市鶴見区放出東３丁目16番18号、前住所
大阪市鶴見区放出東３丁目16番６号
債務者　藤原　早紀
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０８号
大阪府枚方市上野２丁目９番48―502号
債務者　今倉栄都子こと　今倉　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１５号
大阪府吹田市五月が丘北２番52―205号
債務者　北村　孝二
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３２号
大阪市東成区大今里南４丁目16番24―201号
債務者　乾　　憲史
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００６号
大阪府吹田市千里山西６丁目32番７号（103）
債務者　西山　克広
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４９号
大阪市住吉区山之内１丁目11番20号ハイム長井302号
債務者　坂﨑　　縁
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部